

特別栽培農産物に係る表示ガイドラインに基づき
新潟県が定める地域慣行栽培基準及び特別栽培農産物使用基準

制定 平成10年8月3日
最終改正 令和6年1月18日

1 米の部

地域区分	品種・区域	節減対象農薬使用回数 (成分回数)		化学肥料使用量 (窒素成分kg/10a)		適用品種
		慣行栽培基準 (回)	特別栽培農産物 使用基準 (回以下)	慣行栽培基準 (kg)	特別栽培農産物 使用基準 (kg以下)	
村上地域	一般	18	9	7	3.5	下記以外の品種
	早生品種	18	9	8	4	わたぼうし
新発田地域	一般	17	8	7	3.5	下記以外の品種
	早生品種	17	8	8	4	わたぼうし
五泉地域	一般	17	8	7.5	3.7	下記以外の品種
	早生品種	18	9	8.1	4	わたぼうし
新潟地域	一般	18 (耕起前除草剤 1成分含む)	9	7	3.5	下記以外の品種
	早生品種	18 (耕起前除草剤 1成分含む)	9	8.3	4.1	わたぼうし
三条地域	一般	18 (耕起前除草剤 1成分含む)	9	7	3.5	全品種
燕地域	一般	18 (耕起前除草剤 1成分含む)	9	7	3.5	下記以外の品種
	早生品種	18 (耕起前除草剤 1成分含む)	9	8.3	4.1	わたぼうし
長岡地域	一般	18	9	7	3.5	下記以外の品種
	早生品種	18	9	8	4	わたぼうし
北魚沼地域	一般	19	9	7.5	3.7	全品種
南魚沼地域	一般	19	9	8	4	全品種
十日町地域	十日町市 (旧中里村を除く)	19	9	7.5	3.7	全品種
	津南町	19	9	11	5.5	
	旧中里村	19	9	10	5	
柏崎地域	一般	17	8	7	3.5	全品種
上越地域	一般 (妙高市、 中郷区を除く)	18	9	7	3.5	下記以外の品種
	早生 (妙高市、 中郷区を除く)	18	9	8	4	わたぼうし
	妙高市、 上越市中郷区	18	9	9	4.5	全品種
糸魚川地域	一般	17	8	7	3.5	下記以外の品種
	早生品種	17	8	8	4	わたぼうし
佐渡地域	一般	18 (耕起前除草剤 2成分含む)	9	7	3.5	全品種

2 大豆の部

地域区分	節減対象農薬使用回数 (成分回数)		化学肥料使用量 (窒素成分kg/10a)		適用品種
	慣行栽培基準 (回)	特別栽培農産物 使用基準 (回以下)	慣行栽培基準 (kg)	特別栽培農産物 使用基準 (kg以下)	
村上地域	10	5	5	2.5	全品種
新発田地域	11	5	7.5	3.7	
五泉地域	11	5	6.6	3.3	
新潟地域	12	6	6.2	3.1	
三条地域	13	6	4.6	2.3	
燕地域	12	6	6.2	3.1	
長岡地域	13	6	6.5	3.2	
柏崎地域	12	6	6	3.0	
北魚沼地域	9	4	1.6	0.8	
南魚沼地域	11	5	7	3.5	
十日町地域	10	5	7.4	3.7	
上越地域	12	6	3.7	1.8	
糸魚川地域	10	5	3.6	1.8	
佐渡地域	14	7	3.6	1.8	

3 そばの部

地域区分	節減対象農薬使用回数 (成分回数)		化学肥料使用量 (窒素成分kg/10a)		適用品種
	慣行栽培基準 (回)	特別栽培農産物 使用基準 (回以下)	慣行栽培基準 (kg)	特別栽培農産物 使用基準 (kg以下)	
北魚沼地域	0	—	2.1	—	全品種 (秋そば)
十日町地域	0	—	2.5	—	全品種 (秋そば)